

掛金拠出を希望する場合は、以下の注意事項をご確認いただき、ご承知の上、はぐONEにてご申請ください



- 掛金は給与より天引きされます。毎月の給与が、掛金分の金額だけ減額されます。
- □ 給与額が掛金額を下回った等の理由により、給与からの天引きができなかった場合も、掛金が拠出されます。その際は弊社口座へのお振込みが必要です。
 (お振込みが必要になる場合は、別途ご連絡いたします)
- □ 掛金額の変更は毎年3月・9月のみ可能でございます。左記以外のタイミングでは、変更をおこなうことはできません。契約の変更等により想定月収が減額となった場合でも、3月・9月のみの掛金額の変更が可能です。
- □ 退職、もしくは休業以外の機会において、積立金の引き出しはできません。 その他のタイミングで積立金をお受け取り頂くことはできません。
- □ 一度ご加入頂くと退職、もしくは休業以外の機会に、はぐくみ企業年金の積立を停止すること(排金額を0円に変更すること)ができません。また、休業後に復職した際にも、ご加入状況が継続となるため、はぐくみ企業年金の積立を停止することができません。
- □社会保険料のご負担額軽減効果については、加入機会によりそれぞれ以下の通りでございます。なお、社会保険料の等級につきましては、実際の給与額によって決定いたします。必ずしも、社会保険料ご負担額の軽減を約束するものではございません。
 - ●社会保険加入時の加入機会(1回目)に加入する場合 社会保険加入月ご就業分より、変更になります。 月額の想定給与額から拠出金額を差し引いた金額にて保険料を決定いたします。
 - ●社会保険加入時を除き、その後到来する3度の3月・9月(2~4回目)に加入する場合はぐくみ企業年金加入後の、定時算定により変更となる可能性がございます。 定時算定は、毎年4~6月の給与をもとに、保険料の見直しがおこなわれ、 10月支払いの保険料より変更となります。

本件に関するお問合せ: ビースタイルスマートキャリア 社会保険担当 **☎**0120-995-514 (平日09:00-18:00) 図 <u>shaho@b-style.net</u>